

亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針

亀岡市議会は、市民の福祉向上を目指すために、市民が何を求め、何を考えているのかを市民と更に共有したいと考えています。

そのためには、市民に市議会を身近に感じてもらい、市民の役に立つ機関として関心を高めていただかなければなりません。

しかし昨今、ライフスタイルや情報伝達経路の多様化により、従来の手法のみでは市民に情報が行き届かなくなっているのが現状です。

そこで市議会は、多様化する情報伝達経路に対応すべく、従来の手法に加えて新たな手法を考えていく必要を認識しました。

その手法の一つとして、近年有力な媒体の一つとなっているソーシャルメディアを取り上げ、新たな情報発信の手段にしようとの結論に達しました。

このソーシャルメディアは、新たな情報発信の手段として利用できるだけでなく、市民からの情報提供や提案を受け取ることもできることから、情報の双方向性も確保できるものです。その特性を活かし、市民との情報共有も進められると期待しています。

しかし、新しい媒体であるが故に、様々な問題に直面する可能性もあります。その危険性をしっかり認識し、管理するために、また市民との情報共有を有効で有用なものにするために、運用方針を策定します。

1. 目的

亀岡市議会は、市民に積極的な情報公開を行い、説明責任を果たすことはもちろんのこと、市民との意見交換を通じて、市長や議員同士の対論を行うことを活動原則としています。その目的は、市民との協働による市民福祉の向上にあります。

そこで、市議会は、市民と市議会が情報を共有すると共に、市民と課題に対する意見を交換し、市民と共に課題のよりよい解決に向けて活動することを目的としてソーシャルメディアを活用します。

2. 当指針における用語定義

(1) ソーシャルメディア

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やブログに代表される、ユーザー

による情報発信と情報共有によるコミュニケーションを特徴とする、インターネット上のサービスを定義します。

(2) インタラクティブ

情報の送り手、受け手が固定されず、その双方がインターネットを介して情報を発信し、コミュニケーションを図れること。ここでは、市議会と市民とのコミュニケーションと市民同士のコミュニケーションの2種類を定義します。

3. 活用方針

インタラクティブ性を利用した市民との情報共有を目指して

(1) ソーシャルメディアの位置付け

市議会だより、市議会ウェブサイト、回覧用資料などと同様に、市議会が市民と情報を共有するための手段の1つとしてソーシャルメディアを位置付けます。

それぞれの特性を考慮した上で、発信する手段を選択するようにします。

(2) より多くの市民と情報を共有するために

市議会は、発信する情報がより多くの市民に共有されることを目指します。そのために、市民に対する一方向な情報提供になるのではなく、情報について市民それぞれが関心を持ち、市民同士で共有しやすくするように心がけます。

特に、発信する情報の選択については、市議会として重要と考える情報のほか、市民が知りたいと思っている情報の発信に努めます。

(3) インタラクティブ性の活用

市議会は、発信する情報に対して市民が意見を付加して共有し、議会と市民の間で活発な議論ができればと考えています。

また、ソーシャルメディアを通して市議会に寄せられるご意見への対応については、必ずしも市議会から回答すること、また市議会での意思決定に反映させることはお約束できません。しかし、いただいたご意見は市議会及び議員で共有し、議会での議論に積極的に活用させていただきます。そしてその議論の内容を、再び市民に対して発信します。

有用な手段を継続的に利用するために

(4) 良識のある発信

“ 亀岡市議会 ” として発信することを自覚して、地方自治法、地方公務員法及び公職選挙法その他の法令等を順守することはもとより、社会的な常識やマナーに則った情報発信を心がけます。また、発信した情報により、他者に不利益や誤解を与える等の結果が生じた場合、その事実を率直に認め早急に訂正するなど、誠実に対応します。

(5) 生産性の担保

亀岡市議会は、目的を達成する手段として、人的資源を投下しソーシャルメディアを活用します。このことから、投下する人的資源に対して、それに見合うかそれ以上の効果を得ること、つまり生産性の担保と向上に努めます。

生産性を向上させるには、ソーシャルメディアの活用から得られる効果を向上させることと、投下する人的資源の最適化が求められます。

ソーシャルメディアの活用効果を向上させるため、絶えず変化するメディアの特性や、使い方、表現方法などの手法について研究を重ね、適宜運用の改善、見直しを行います。

また、今後、新たに登場するメディアや普及動向についても積極的に研究し、有用と認められるメディアは採用します。但し、投下する人的資源の最適化のため、無用に多くの手段を同時利用することは避けるとともに、既に利用している手段についても適宜継続・撤退の判断を行うなど、生産性を重視した手段を複合的に活用していくことにします。

亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン

ソーシャルメディアの活用を通じて、より多くの市民へと情報を効率的に伝えると共に、市民からの意見を収集することが可能となる。しかし一方で、その匿名性ゆえに、公に承認されていない情報や断片的な情報を発信する恐れもあり、意図する範囲を超えた情報拡散が起こり得るといった問題点もある。

亀岡市議会は、ソーシャルメディアの特性を最大限活用しつつ、公の機関として自らの信用を損なわないリスク管理を行うよう、利用の基準（以下、ガイドラインとする）を策定することにする。

1. 適用範囲

本ガイドラインは、亀岡市議会議員及び、亀岡市議会事務局職員に適用される。

2. 基本原則

運用方針に定められているものの他、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- 1) 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- 2) 守秘義務に反しないことはもとより、意思形成過程にある情報の取り扱いについても充分留意すること。
- 3) 亀岡市議会から発信された情報は、議会の権限の及ばない事項についても、市民に対して相当の信憑性を与えることを充分認識すること。
- 4) 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することが困難であることを念頭におくこと。

3. 禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはならない。

- 1) 人種、信条、思想、宗教などの差別、または差別を助長する情報
- 2) 違法行為を煽る情報
- 3) 不正確な噂等を助長する情報
- 4) わいせつな内容を含む情報
- 5) 亀岡市及び亀岡市と利害関係にある者（法人・団体を含む）の秘密に関する情報
- 6) 非公開の会議の内容に関する情報
- 7) その他一切の公序良俗に反する情報

4. 管理権限

ソーシャルメディアにおける、亀岡市議会アカウントの管理権限は、次に掲げる者が有する。

- 1) 亀岡市議会議長
- 2) 議会運営委員長
- 3) 広報広聴会議委員長及び副委員長
- 4) 管理権限者が認めた者

5. 掲載事項

亀岡市議会から発信する情報は、次に掲げるもののうち、管理権限を有する者が必要と認めたもの、及びその概略とする。

- 1) 会議日程
- 2) 議案
- 3) 審査内容
- 4) 議決事項
- 5) 議会報告会及び、市民との意見交換会の案内
- 6) 広報部会で決定された、議会だよりに掲載される事項
- 7) 市民からの意見に対する返答

6. 双方向性

市民からソーシャルメディアを通じて寄せられた意見については、次に掲げるものに分類し、取り扱うことを原則とする。

- 1) 政策提案については、陳情に準じた取り扱いとする。
- 2) 意見交換会の開催等を求めるものについては、広聴部会に諮る。
- 3) 特定の議案について、可決及び否決若しくは継続審査を求める意見については、取り扱わない。
- 4) 特定の議案について、特定の議員の賛否に対する行動についての意見は、削除する。特定の議員に対する意見、苦情も同様に扱う。
- 5) 議会に対する意見、苦情については、参考意見とする。
- 6) その他市民からの意見の取り扱いについては、管理権限を有する者に諮る。
- 7) わいせつその他公序良俗に反する意見については、削除する。